

十日町市地域おこし協力隊設置要綱

平成21年7月17日

十日町市告示第136号

(趣旨)

第1条 十日町市における高齢化の著しい地域において、地域外の人材を活用し、地域の活性化に必要な施策を推進するとともに、当該地域への定住・定着を促進するため、十日町市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 協力隊の隊員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(資格等)

第3条 隊員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方公務員法第16条に規定する一般職の職員の欠格条項に該当しない者
- (2) 心身ともに正常な状態で誠実に職務ができる者
- (3) 普通自動車免許を有している者
- (4) 十日町市以外の都市地域等から十日町市に住民票を移動させた者

(委嘱等)

第4条 隊員は、資格を有する者を市長が委嘱する。

- 2 隊員の委嘱期間は、1年以内とし、当該年度を越えないものとする。
- 3 隊員は、最大3年まで再任することができるものとする。
- 4 特別の事由があるときは、委嘱期間中であっても解嘱することができるものとする。

(組織体制)

第5条 協力隊は企画政策課に設置する。

- 2 協力隊は隊長、副隊長、隊員をもって構成する。
- 3 隊長は企画政策課長、副隊長は支所地域振興課長をもって充てる。

(職務)

第6条 隊員は、行政との連携を密にし、次に掲げる集落活動に従事する。

- (1) 農林水産業への従事活動
- (2) 水源・環境保全活動
- (3) 地域行事等の支援活動
- (4) 住民の生活支援活動
- (5) 都市との交流支援活動
- (6) 十日町市里山センターと連携した地域おこし支援活動
- (7) その他市長が必要と認めた活動

(報酬等)

第7条 隊員の職務に対する報酬の額は、月額160,000円とする。

- 2 隊員に対する手当は、支給しない。
- 3 隊員の住居に関する費用は必要額を支給する。ただし支給額上限は、月額30,000円とする。
- 4 隊長の命令により隊員が出張した場合の旅費は、十日町職員の旅費に関する条例(平成17年十日町市条例第65号)に定める一般職員に支給する旅費の例による。
- 5 その他支援活動に必要と認められる車両・物品等は支給する。
- 6 第1項及び第3項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、予算の範囲内において、それぞれの額を増額することができる。

(勤務条件)

第8条 隊員の活動日は、一般職員の例による。この場合において、隊長は、隊員に活動を要しない日において特に活動することを命じた場合には、活動を要するいずれかの日を、活動を要しない日に変更し、振り替えることができる。

- 2 隊員の活動時間は、1日につき7時間とする。この場合において、標準的な活動時間帯は、午前9時から午後5時までとし、休憩時間を正午から午後1時までとする。活動時間については支援活動内容により、7時間超えない範囲で変更できるものとする。
- 3 隊員の有給休暇は、1月につき1日(年間84時間)とする。

(社会保険等の適用)

第9条 隊員は、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定めるところにより、それぞれの被保険者となるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、隊員には十日町市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成17年十日町市条例第48号)の定めるところにより、同条例を適用する。

(秘密の保持)

第10条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年7月17日から施行する。

附 則(平成22年3月26日十日町市告示第57号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月17日十日町市告示第501号)

この告示は、平成22年12月17日から施行する。